

入札説明書（参加資格要件）に関する質問・意見に対する回答（その2）

（大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業）

令和5年6月16日

（※）入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
1	入札説明書	11	第3	3	(1)	ア	入札参加者の構成	質問	構成企業の定義について、「SPCに出資し、事業開始後、計画、運営、設計、施工、施工監理の各業務及び本事業全般の経営に係る業務のいずれかを担う（SPCからこれらの業務を受託・請負をする場合を含む。）企業をいう。」とありますが、要求水準書上では、「SPCに出資を行う企業」と定義しています。SPCに出資していれば、業務を受託・請負する先がSPCではなく構成企業等からであっても構成企業となるの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
2	入札説明書	11	第3	3	(1)	ア	入札参加者の構成	質問	協力企業の定義について、「SPCに出資せず、事業開始後、SPCから、計画、運営、設計、施工、施工監理及び本事業全般の経営に係る業務のいずれかを受託・請負をする企業のうち、入札参加者が提案書において指名する企業をいう。」とありますが、業務を受託・請負する先がSPCではなく構成企業等からであっても、入札参加者が提案書において指名をする企業は協力企業となるの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、令和5年5月26日公表の入札説明書（参加資格要件）に対する回答（その1）No.1を参照ください。	
3	入札説明書	11	第3	3	(1)	ア	入札参加者の構成	質問	本事業全般の経営業務については、SPCから構成企業等に委託しても構わないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
4	入札説明書	12	第3	3	(1)	ア	資本関係	質問	提案書作成要領【様式集】P17「資本関係・人的関係等に関する調書」の「1 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号の規定による親会社又は子会社について」について、親会社・子会社の記載をする際、大阪市登録承認番号の入力欄がありますが、大阪市登録承認番号とは何の登録承認番号でしょうか。また親会社・子会社が登録承認をしているか不明な場合この欄について記載しなくてもよろしいでしょうか。	「大阪市入札参加有資格者名簿」に登録の承認番号を指します。 親会社・子会社の承認番号については、大阪市電子調達システムの入札情報サービス ( <a href="http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/OsakaCity-PPI/index.html">http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/OsakaCity-PPI/index.html</a> ) を確認ください。	
5	入札説明書	12	第3	3	(1)	イ	人的関係	質問	提案書作成要領【様式集】P17「資本関係・人的関係等に関する調書」の「2 自社役員で他社の役員を兼務している会社について」の記載をする際、大阪市登録承認番号の入力欄がありますが、大阪市登録承認番号とは何の登録承認番号でしょうか。また役員兼務をしている会社の大阪市登録承認番号が不明な場合この欄について記載しなくてもよろしいでしょうか。	「大阪市入札参加有資格者名簿」に登録の承認番号を指します。 役員を兼務している会社の承認番号については、大阪市電子調達システムの入札情報サービス ( <a href="http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/OsakaCity-PPI/index.html">http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/OsakaCity-PPI/index.html</a> ) を確認ください。	
6	入札説明書	11	第3	3	(1)	エ	入札参加者の構成	質問	参加資格確認書類提出後に、代表企業以外の構成企業等が、第3-3-(4)イに該当することとなり辞退したのち、入札書及び提案書の提出までに同制限に該当しなくなった場合、構成企業等に追加することは認められますか。	構成企業等の変更について、参加資格提出書類提出以降は、原則として認められません。 ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、入札説明書第3-3-(1)エのただし書きに記載のとおり、認めることがあります。 その際は、参加資格確認書類の提出時点で予定していた構成企業等の全体的な能力、役割及び参加資格要件等を満たすことを前提としたうえで、【様式5】及び【様式12】において、変更後の役割や構成企業等を変更せざるを得ない事情を記載したうえで、必要な参加資格確認書類を再提出してください。	
7	入札説明書	13	第3	3	(2)	イ	実績	質問	『事業期間が2年以上である、管路工事に係る設計及び施工業務を元請として一括で受託した実績』とありますが管路工事とは水道管以外の下水道管、ガス管等も含むのでしょうか。	日本国内の地方公共団体又は水道事業者等を管理者とした管路工事であれば、水道事業に係るものに限定しておらず、水道管以外の下水道管、ガス管の工事も含みます。	
8	入札説明書	13	第3	3	(2)	ウ	登録証明書、業者コード	質問	提案書作成要領【様式集】P16に大阪市入札参加有資格者名簿の登録証明書（登録業種及び業者コードを確認できるもの）と記載しているが、大阪市電子調達システムに記載されているものの写しを添付することでしょうか。その場合業者コードは大阪市電子調達システムに記載されている承認番号という解釈でよろしいでしょうか。	資格確認書類基準日の令和5年7月10日時点で有効な大阪市入札参加有資格者名簿の登録業種及び承認番号（業者コード）が確認できるものとして、大阪市電子調達システムの入札情報サービスの画面の写しを提出いただければ、問題ありません。	
9	入札説明書	13	第3	3	(2)	ウ	納税証明書	質問	提案書作成要領【様式集】P16「消費税及び地方消費税の納税証明書（その1様式又はその3様式）の写し」および「大阪府税（全税目）の納税証明書の写し」について、「※令和4・5年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は提出を要しない」と記載されていますが、「令和3・4・5年度大阪市入札参加有資格者名簿」に登録されている場合もこれらの納税証明書の写しの提出は不要でしょうか。	ご理解のとおり、納税証明書の写しの提出は不要です。	

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
10	入札説明書	13	第3	3	(2)	ウ	入札参加者の参加資格要件 (大阪市入札参加有資格者名簿の登録)	質問	計画業務、運営業務、設計業務、施工業務、断通水業務、施工監理業務を行うにあたり、大阪市入札参加有資格者名簿に登録が必要な種目等を確認させてください。	令和5年5月26日公表の入札説明書（参加資格要件）に対する回答（その1）No. 4を参照ください。	
11	入札説明書	13	第3	3	(2)	ウ	入札参加者の参加資格要件 (大阪市入札参加有資格者名簿の登録)	質問	本事業全般の経営を担う企業については、大阪市入札参加有資格者名簿への登録は必要ないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、令和5年5月26日公表の入札説明書（参加資格要件）に対する回答（その1）No. 4を参照ください。	
12	入札説明書	13	第3	3	(2)	ウ	入札参加者の参加資格要件 (大阪市入札参加有資格者名簿の登録)	質問	入札参加者の構成企業等は、本事業において担当する業務の種目について、入札参加時に有効な「大阪市入札参加有資格者名簿」に登録されているものとする、とありますが、大阪市電子調達システム上、工事請負については業者登録に加え希望種目まで登録されている状態を以って登録扱いとなるのでしょうか。	令和5年5月26日公表の入札説明書（参加資格要件）に対する回答（その1）No. 16の回答を参照ください。	
13	入札説明書	13	第3	3	(2)	ウ	入札参加者の参加資格要件 (大阪市入札参加有資格者名簿の登録)	質問	大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていない者で、本入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認の申請を行うこと、とありますが、大阪府または大阪市への申請が完了していれば良い（承認は不要）という認識で宜しいでしょうか。	令和5年5月26日公表の入札説明書（参加資格要件）に対する回答（その1）No. 7を参照ください。	
14	入札説明書	13	第3	3	(2)	ウ	入札参加者の参加資格要件 (大阪市入札参加有資格者名簿の登録)	質問	業務を複数の構成企業等で担当する場合、いずれか一社が担当業務の「大阪市入札参加有資格者名簿」に登録されていれば宜しいでしょうか。例）設計業務をA社、B社、C社で担当する場合、大阪市入札参加有資格者名簿上の建設コンサルタント登録企業はA社のみ。また、その場合、提出書類となる名簿の登録証明書は当該一社分のみでその他は不要という理解で宜しいでしょうか。	構成企業等は、本事業全般の経営に係る業務を除き、各業務において必要となる登録種目に登録されている必要があります。 詳細は、令和5年5月26日公表の入札説明書（参加資格要件）に対する回答（その1）No. 4を参照ください。	
15	入札説明書	13	第3	3	(2)	ウ	入札参加者の参加資格要件 (大阪市入札参加有資格者名簿の登録)	質問	大阪市入札参加資格審査申請要領によると、「工事請負」と「測量・建設コンサルタント」の両方に登録することはできないとされていますが、本事業においては構成企業等の一社で設計と施工の両方の業務を行うことは認めていただけるでしょうか。認めていただける場合、大阪市入札参加有資格者名簿登録以外の要件を確認させてください。	大阪市入札参加有資格者名簿における登録種目「010土木一式工事」に登録されている場合は、設計と施工の両方の業務を担当することが可能です。 また、名簿登録以外の要件はありません。 詳細は、令和5年5月26日公表の入札説明書（参加資格要件）に対する回答（その1）No. 4を参照ください。	
16	入札説明書	13	第3	3	(2)	ウ	入札参加者の参加資格要件 (大阪市入札参加有資格者名簿の登録)	質問	設計業務を行うにあたり必要となる大阪市入札参加有資格者名簿への登録は、「測量・建設コンサルタントの506:上水道及び工業用水道」、もしくは「物品・委託の13:上水道施設管理」が登録されていれば良いという理解で宜しいでしょうか。	令和5年5月26日公表の入札説明書（参加資格要件）に対する回答（その1）No. 4を参照ください。	
17	入札説明書	13	第3	3	(3)		構成企業等に求める要件 (同一業務を担う構成企業等が複数ある場合)	意見	同一業務を担う構成企業等が複数ある場合、とありますが、複数業務を複数の構成企業等で担うことも認めていただくようお願いいたします。	施工管理企業又は施工管理企業から見て会社法上の親会社、若しくは子会社の関係にある企業が、施工監理の役割を担うことは認めませんが、入札条件の範囲内で複数業務を複数の構成企業等で担うことは可能です。 また、1つの業務を複数の構成企業等が担当することや1つの構成企業等が複数業務を担当することも差し支えありません。	
18	入札説明書	13	第3	3	(3)		構成企業等に求める要件 (業務責任者の配置)	質問	業務を複数の構成企業等で担当し、いずれか一社が担当業務の「大阪市入札参加有資格者名簿」に登録されていれば良いとされる場合、当該業務の業務責任者は当該名簿登録企業以外から配置しても構わないという理解で宜しいでしょうか。	構成企業等は、本事業全般の経営に係る業務を除き、各業務において必要となる登録種目に登録されている必要があります。 また、業務責任者の配置に関する考え方については、要求水準書第2-1-(3)イに記載のとおりです。	

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
19	入札説明書	13	第3	3	(3)		構成企業等に求める要件 (業務責任者の配置)	質問	複数業務を複数の構成企業等で担うことができる場合、業務責任者は業務数に応じた人数を配置することで宜しいでしょうか。(例) A業務とB業務をA・B業務共同企業体として受託する場合、業務責任者は、A業務責任者とB業務責任者の2名。	基本的には、ご理解のとおりです。 要求水準書第2-1-(3)イに記載のとおり、各業務責任者については、SPC又は当該業務を担う構成企業等のうちいずれかに1名ずつ配置することとしております。 したがって、共同企業体として複数業務を受託する場合も、当該業務を担う構成企業等に各業務責任者を配置してください。 また、入札説明書第3-3-(3)に記載のとおり、同一業務を担う構成企業等が複数ある場合は、業務責任者を配置する企業が業務を統括するものとしています。	
20	入札説明書	13	第3	3	(3)		構成企業等に求める要件 (業務責任者の配置)	質問	計画業務、運営業務の業務責任者は他の業務と異なり計画・運営業務責任者として1名となっていますが、その理由を教えてください。	計画業務のメインである管路更新計画の策定と管理に係る業務と、運営業務のメインである各業務工程の総合調整及び設計・施工業者等の確保並びに履行困難時の対応に係る業務とは関連が深く、これらの業務を最終的に総括する者を1本化したほうがよいと考えたためです。	
21	入札説明書	13	第3	3	(3)		構成企業等に求める要件 (業務責任者の配置)	質問	計画業務、運営業務の業務責任者は計画・運営業務責任者として1名となっていますが、計画業務責任者と運営業務責任者を各1名配置しても宜しいでしょうか。	No.20の回答に記載のとおり、市の想定では、計画業務及び運営業務を通じて、計画・運営業務責任者を1名配置する前提です。 一方、各業務責任者は、それぞれの業務の進捗及び品質管理を統括し、当該業務の着実な履行を果たすべく、市との連絡体制を確保する観点から配置を求めているものであるため、これらの目的が実現できる範囲においては、計画業務責任者と運営業務責任者を各1名配置することを妨げるものではありません。後日、要求水準書で明確化しますので、確認ください。 ただし、この場合には、両業務責任者に求める経験等は、計画・運営業務責任者と同じものとなりますのでご注意ください。 なお、計画・運営業務責任者における業務のうち、計画業務又は運営業務を補佐する者を置くことなどは任意ですので、実務的な運用において民間のノウハウを発揮した業務執行体制をご提案いただくことは可能です。	
22	入札説明書	13	第3	3	(3)		構成企業等に求める要件 (業務責任者の配置)	質問	計画業務と運営業務を分けて配置することが可能な場合、運営業務責任者に求められる資格は不要という理解で宜しいでしょうか。	No.21の回答を参照ください。	
23	入札説明書	13	第3	3	(3)		構成企業等に求める要件 (業務責任者の配置)	質問	計画業務と運営業務を分けて配置することが可能な場合、運営業務責任者を統括責任者が兼務することは可能でしょうか。	No.21の回答を参照ください。 なお、計画業務と運営業務を分けて業務責任者を配置する場合は、計画業務責任者又は運営業務責任者と統括責任者を兼務することは可能です。	
24	入札説明書	13	第3	3	(3)		構成企業等に求める要件 (業務責任者の配置)	質問	民間のノウハウを発揮するため、要求水準で示される各特定業務の内容を事業者側で再編して、必要な体制を作り提案することは可能でしょうか。(例) C業務の一部をD業務に入れる。等) その場合の責任者や資格についてはどのように考えたら宜しいでしょうか。	要求水準書で示される各特定業務の区分を、事業者において再編すること(例) C業務の一部をD業務に入れる。等)は、設計費や工事費等にかかるサービス購入料の定義等の大幅な変更も想定され、事業契約書等の各種ドキュメント全体の整合を損なうため、原則として、要求水準書に示す特定業務の範囲どおりとさせていただきます。 なお、事業者の体制において、D業務を担う企業がC業務の一部を実施することも可能ですが、その場合であっても当該C業務の一部については、C業務責任者の所掌範囲となります。 また、各業務責任者は、それぞれの業務の進捗及び品質管理を統括し、当該業務の着実な履行を果たすべく、市との連絡体制を確保する観点から配置を求めているものです。これらの目的が実現できる範囲で業務の進捗や品質管理に影響を及ぼさない(同等以上になる)ことを前提として、民間のノウハウを発揮し各業務責任者の所掌する業務範囲を再編する想定がある場合は、後日予定している質疑応答においてご確認ください。	

※質問内容はいただいた原文のまま掲載しております。